

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 路上喫煙</u> 道路等(第6号に規定する公共の場所のうち、室内又はこれに準ずる環境にある場所を除くものをいい、道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。)において喫煙すること及び火がついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。</p> <p>第3条～第7条 省略 (路上喫煙の禁止)</p> <p>第7条の2 市長は、公共の場所における路上喫煙を防止するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。</p> <p><u>2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、これを告示しなければならない。</u></p> <p><u>3 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。</u></p> <p>第8条 省略 (勧告及び命令)</p> <p>第9条 市長は、販売業者が第5条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該販売業者に対して、ごみ箱若しくは回収容器を設置し、これを適正に管理し、又は清掃の実施その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 市長は、第7条の2第3項の規定に違反して路上喫煙をした者に対して、快適で安全な生活の確保及び美しいまちづくりの推進を図るため必要な限度において、当該喫煙を中止するよう勧告することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前条の規定に違反して自転車等が放棄されている場合において、当該自転車等を所有し、又は使用していた者が判明したときは、これらの者に対し、当該自転車等を撤去するよう勧告することができる。</u></p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 喫煙</u> 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいう。</p> <p><u>(10) 路上喫煙</u> 道路等(第6号に規定する公共の場所のうち、室内又はこれに準ずる環境にある場所を除くものをいい、道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。)において喫煙すること及び火がついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。</p> <p>第3条～第7条 省略 (路上喫煙の禁止)</p> <p>第7条の2 市長は、公共の場所における路上喫煙を防止するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。</p> <p><u>2 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、前2項の規定により路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、これを告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。</u></p> <p>第8条 省略 (勧告及び命令)</p> <p>第9条 市長は、販売業者が第5条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該販売業者に対して、ごみ箱若しくは回収容器を設置し、これを適正に管理し、又は清掃の実施その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 市長は、前条の規定に違反して自転車等が放棄されている場合において、当該自転車等を所有し、又は使用していた者が判明したときは、これらの者に対し、当該自転車等を撤去するよう勧告することができる。</u></p>

5 市長は、前各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第 10 条 市長は、前条第 5 項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第 11 条 省略

(環境美化推進重点区域の指定)

第 12 条 市長は、公共の場所における空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨てを防止するため、特に必要があると認める区域を環境美化推進重点区域として指定することができる。

2 第 7 条の 2 第 2 項の規定は、環境美化推進重点区域の指定について準用する。この場合において、同項中「路上喫煙禁止区域」とあるのは、「環境美化推進重点区域」と読み替えるものとする。

第 13 条～第 14 条 省略

(立入調査)

第 15 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て又は回収容器の設置若しくは管理の状況を調査するために、市長の指定する職員に、空き缶及びたばこの吸殻等がポイ捨てされている土地又は回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

4 市長は、前 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

5 市長は、第 7 条の 2 第 4 項の規定に違反して路上喫煙をした者に対して、快適で安全な生活の確保及び美しいまちづくりの推進を図るため必要な限度において、当該喫煙の中止を命ずることができる。

(公表)

第 10 条 市長は、前条第 4 項の規定による命令を受けた者(同条第 1 項の規定による勧告を受けた者に限る。)が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第 11 条 省略

(環境美化推進重点区域の指定)

第 12 条 市長は、公共の場所における空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨てを防止するため、特に必要があると認める区域を環境美化推進重点区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、環境美化推進重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により環境美化推進重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、これを告示しなければならない。

第 13 条～第 14 条 省略

(立入調査)

第 15 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て又は回収容器の設置若しくは管理の状況を調査するために、市長の指定する職員に、空き缶及びたばこの吸殻等がポイ捨てされている土地又は回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

第 16 条 第 9 条の規定による勧告及び命令、前条第 1 項の規定による立入調査並びに第 18 条の規定による過料に処するための手続その他行為を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを当該関係者に提示しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が定める。

(過料)

第 17 条 第 9 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料に処する。

市長が定める。

(過料)

第 18 条 第 9 条第 4 項の規定による命令に違反した者(同条第 1 項の規定による勧告を受けた者を除く。)又は同条第 5 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料に処する。